

## 共家事・ラク家事促進によるゆとり時間創出業務委託 仕様書

### 1 事業目的

この事業は、自身の得意な家事を増やし、パートナー・家族で家事をシェアし自分時間や家族時間を楽しむライフスタイル「共家事（トモカジ）」および家事の省力化・外部化による「ラク家事（ラクカジ）」を促進するキャンペーンを行い、広く県内の家庭に家族みんなで家事を共有することの実践や自分時間や家族時間などの「ゆとり時間」の創出を促すことにより、家事・育児の負担を軽減し、県民の自己実現がかなう基盤を整え、活躍を推進することを目的とする。

### 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 業務内容

本業務の目的を理解し、年間を通し広く県民に家族と家事をシェアすることの実践および家事の省力化、外部化を促す普及啓発事業を行うものとする。具体的に以下の業務を実施すること。

(1) 家事代行サービスモニターキャンペーンの実施

(2) 家事交流会の実施

①家事交流会の実施

②家事リーダーの育成

(3) LINE等を活用した継続交流の場の提供

(4) 県民提案型イベントの開催

(5) その他

(1) 家事代行サービスモニターキャンペーンの実施

・家事代行サービスを実際に利用してもらうモニターキャンペーンを実施

・キャンペーン名称：家事代行モニターキャンペーン

・目的：家事代行サービスを実際に利用してもらうことにより、ラク家事に対する意

識を醸成。併せて、実際の利用者の声を収集することにより幅広い世代に対し、ラク家事導入に向けた意識変容を促進

- ・ 応募資格：県内在住の方
- ・ 募集人数：50名(第1回募集：10名、第2回募集：10名、第3回募集：10名、第4回募集：10名、第5回募集：10名)
- ・ 応募期間：第1回募集：令和8年6月中旬～6月下旬  
第2回募集：令和8年7月初旬～7月中旬  
第3回募集：令和8年8月初旬～8月中旬  
第4回募集：令和8年9月初旬～9月中旬  
第5回募集：令和8年10月初旬～10月中旬

#### 【募集について】

- ・ モニターの募集方法については、県と協議して決定すること
- ・ モニターは5回に分けて募集を行い、それぞれの募集期間で10名ずつを選び、メール等でやり取りを行うこと
- ・ モニターのそれぞれのサービス利用希望時期を考慮した上で、利用時期が重複しすぎないように調整すること
- ・ 画像やキャッチコピー等について、モニター募集に当たり必要となる場合は、県と協議の上、作成し、提供すること

#### 【運営について】

- ・ 株式会社CaSy以外の県内家事代行業者については、県と協議の上、決定すること
- ・ モニターと家事代行業者とのマッチングについては、受託業者と家事代行業者がやり取りを行うこと
- ・ モニター50名中、約25名が株式会社CaSyを利用、残り約25名が県内家事代行業者を利用する形にすること
- ・ 県民からの問い合わせ対応を実施すること

- ・モニターに対し、連絡が必要な場合はメールや電話等で連絡すること

#### 【アンケートについて】

- ・サービス利用後に、アンケート調査を実施すること。その際には以下の事項を必ず聞き取ること

聞き取り事項：①家事代行サービスを利用しての感想

②サービスを利用して生まれたゆとり時間の活用の仕方

③家事代行サービスに対する満足度

④家事に対する意識の変容の有無

#### 【支払いについて】

- ・受託業者は家事代行業者に対し、サービス利用料を適切に支払うこと

### (2) 家事交流会の実施

#### ①家事交流会の実施

- ・県民に対し、家事の悩みや家事アイデアなどを話し合う家事交流会を実施
- ・家事交流会においては、共家事やラク家事の知見を有する講師によるセミナーも併せて開催すること
- ・応募方式：入力方式による応募
- ・目的：家事交流会を通じて意欲的な県民同士を繋げることにより、県民発の積極的な意見やアイデアを交換・共有・収集する機会を設け、県民の困りごとや悩みといったニーズを主体的に共有・解決できる仕組みを構築
- ・応募方法：応募フォームに必要事項を入力
- ・応募資格：県内在住の方
- ・募集人数：140人（家事交流会を計7市町において実施。各回20人ずつ募集）
- ・応募期間：第1回募集：令和8年7月初旬～7月下旬

第2回募集：令和8年8月初旬～8月下旬

第3回募集：令和8年9月初旬～9月下旬

第4回募集：令和8年10月初旬～10月下旬

第5回募集：令和8年11月初旬～11月下旬

第6回募集：令和8年12月初旬～12月下旬

第7回募集：令和9年1月初旬～1月下旬

- ・テーマ：ライフサイクルに合わせたテーマを設定

※令和7年度のモニターキャンペーンの申込動機に即し、テーマは「産休・育休前、復職前、就学前、進学前、昇進前、介護開始前」など

#### 【応募について】

- ・モニターキャンペーンの応募者等に対して家事交流会についての広報を実施すること
- ・画像やキャッチコピー等について、家事交流会参加者の募集に当たり必要となる場合は、県と協議の上、作成し、提供すること

#### 【運営について】

- ・テーマの選定および開催地域・会場は、令和7年度および令和8年度のモニターキャンペーンにおける申込動機を踏まえ、県とともに設計すること
- ・参加者の選定およびリスト管理、問い合わせ対応を行うこと
- ・家事交流会で使用する資料については、県と協議の上、作成すること
- ・家事交流会では司会・運営サポートスタッフを各1名以上配置すること
- ・家事交流会の参加者に対し、飲み物、茶菓子を用意すること
- ・家事交流会の講師については、県と協議して決定すること

#### 【支払いについて】

- ・家事交流会の講師（7市町分）に対して報酬を支払うこと
- ・会場使用料を支払うこと

### 【その他】

- ・家事交流会での成果を7回分記録し、最終成果報告資料として、県に提出すること

### ②家事リーダーの育成

- ・家事交流会と並行して、将来的にコミュニティのリーダーとなる人材の育成を図ること  
により、県の関与がなくてもコミュニティ運営を継続できる体制を構築
- ・目的：県による普及活動だけではなく、県民発の様々な意見や取組が出てくるような風  
土を県内に作り出すことにより、一過性ではなく継続的な活動や交流を行うこと
- ・応募方法：応募フォームに必要事項を入力
- ・応募資格：県内在住の方
- ・募集人数：7人（家事交流会開催市町において各1人）

### 【家事リーダーの選定について】

- ・モニターキャンペーン応募者等に家事リーダー育成についての広報をすること
- ・画像やキャッチコピー等について、家事リーダー募集に当たり必要となる場合は、  
県と協議の上、作成し、提供すること
- ・第1回家事交流会を実施する8月中旬までに家事リーダー7名を決定すること
- ・家事リーダーは、可能な限り性別・年齢等に偏りがないよう選定すること
- ・家事リーダーには（2）①家事交流会と（3）LINE等を活用した継続交流の場、  
（4）県民発イベントの参加について承諾を得ること

### 【育成について】

- ・家事交流会前に家事リーダー育成のための事前指導を行い、事後にはフィードバッ  
クを行うこと
- ・家事リーダーとして活動する県民に対し、個別の相談対応を行うこと
- ・家事リーダーには家事交流会に2回以上参加してもらえるように、調整を行うこと

### (3) LINE等を活用した継続交流の場の提供

- ・家事交流会参加者や県民がオンライン上で継続的に交流できる場を提供する。
- ・目的：匿名であり、気軽に質問や悩みを相談でき、県からも情報を提供やヒアリングを行うなど双方向での継続的な交流を目的とする。加えて、連携協定を結ぶ味の素株式会社から「時短レシピ」を、株式会社CaSyから「家事の時短テクニック」等の情報を県民向けに提供することにより、継続的に県の取組みへの興味喚起を図るとともに、一過性のイベントではなく、年間を通じた県民目線でのきめ細やかな情報提供を目的とする
- ・対象：県内在住の方
- ・取組内容：⑦株式会社CaSyのお悩み相談
  - ①味の素株式会社や株式会社CaSyから提供される時短レシピや時短家事テクニックの配信

### 【オンラインコミュニティの設計について】

- ・(2) ①家事交流会の開始までにオンラインコミュニティを構築すること

### 【オンラインコミュニティの管理について】

- ・オンラインコミュニティの管理については受託者が行うこと
- ・オンラインコミュニティの登録者からの問い合わせについては受託者が対応すること
- ・県が配信を依頼した内容について、受託者はオンラインコミュニティに配信をすること
- ・オンラインコミュニティ登録者の募集方法については、県と協議の上、決定すること
- ・画像やキャッチコピー等について、家事リーダー募集に当たり必要となる場合は、県と協議の上、作成し、提供すること

- ・オンラインでの交流会を希望する県民が多数いた場合は年に1~2回、オンラインでの交流会をすること（※7市町分の家事交流会には含めないこと）

#### （4）県民提案型イベントの開催

- ・交流会の実施およびプラットフォームでの継続的なコミュニティ形成を図った上で、最後にこのコミュニティで考案したイベントを実施する。

- ・目的：県民発イベントの開催の目的は、コミュニティの存在と取組みを広く県民に伝える機会の創出、また、県とコミュニティとの関係性だけではなく、他の関連する民間企業を巻き込むかたちでの「共家事・ラク家事」の取組みを実施すること

#### 【準備について】

- ・（2）①家事交流会や（3）LINE等を活用した継続交流の場において、県民発イベントの案を県民から収集し、県民発イベントのテーマについて県および家事リーダーと協議すること
- ・県民発イベントの情報について、家事代行モニターキャンペーンや家事交流会の応募者等に対し、メール等で周知を行うこと
- ・画像やキャッチコピー等について、県民発イベントの準備や県民への周知に当たり必要となる場合は、県と協議の上、作成し、提供すること

#### 【県民発イベント当日について】

- ・県民発イベントでは司会進行・運営サポートスタッフを各1名以上ずつ配置すること

#### 【支払いについて】

- ・会場の使用料を支払うこと

#### (5) その他

- ・本事業の追加提案として、県民のゆとり時間創出のための行動変容につながる取組みについて積極的に提案を行うこと。
- ・本業務の目的を達成するため、必要な範囲内で追加の業務に関して、県から協議を求められる場合がある。その場合は、誠実かつ柔軟に対応すること。

#### 4 留意事項

- ・右図の共家事ロゴマークを活用すること
- ・株式会社C a S yと福井県の連携協定があり、株式会社C a S yから本事業について監修を受ける。
- ・味の素株式会社北陸支店と福井県の連携協定があり、味の素株式会社から本事業について監修を受ける。



#### 5 県との協議等

- ・本業務を進めるに当たっては、業務の全般を監督する責任者を設けること。当該責任者は、県と必要に応じて打合せを行い、業務内容を理解し、効果的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施すること
- ・本業務の実施に当たっては、受託者は本仕様書に基づき、県との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実かつ柔軟に対応すること
- ・受託者は、県および関係者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること
- ・業務の実施に当たって、トラブルが生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする

#### 6 実施計画書および実施報告書

- ・本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、県と協議を行った上で決定し、

業務を実施すること

- ・本業務の完了後、速やかに実績報告書を作成し、県に提出し、県による検査を受けなければならない

- ①本業務の実施内容および実績
- ②本業務に要した費用の内訳
- ③その他事業実施の説明に必要となる資料

## 7 スケジュール

	モニターキャン ペーン	家事交流会	オンライン コミュニティ	県民提案型 イベント	その他
4月					
5月					契約・打合せ
6月	第1回募集	家事交流会実施 地区選定	設計・実装		
7月	第1回実施、 第2回募集	第1回募集			
8月	第2回実施、 第3回募集	第2回募集 第1回実施			
9月	第3回実施、 第4回募集	第3回募集 第2回実施			
10月	第4回実施 第5回募集	第4回募集 第3回実施			
11月	第5回実施	第5回募集 第4回実施		準備 (場所決め・ テーマ)	
12月		第6回募集 第5回実施		準備 (場所決 め・テー マ)	

令和9年 1月		第7回募集 第6回実施		準備 (場所決 め・テー マ)	
2月		第7回実施		2月上旬 県民イベント 実施	
3月		家事交流会成果 報告資料提出			実績報告書

#### 8 委託上限額

4,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

#### 9 業務の再委託

- ・本業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請負わせてはならない。ただし、事前に県と協議の上、その了承を得た場合は、この限りではない

#### 10 著作権

- ・本業務によって発生した著作・制作物に係る著作権法上の一切の権利は、県に帰属するものとする。また、著作・制作物の著作者人格権については、将来にわたり行使しないものとする。
- ・成果品を二次利用等可能なものとし、次年度も継続的に使用するものとする。
- ・本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。

#### 11 その他

- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続き等においては、原則と

して受託者が試行して行うこと。

- ・ 業務を遂行する上で必要な旅費等は契約金額に含むものとする
- ・ 委託業務機関はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること
- ・ 契約書および本仕様書に定めのない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度県と受託者が協議して決定する